

都市整備部の予算と落札差金の仕組み

- 都市整備部の予算は、本府の予算編成方針どおり、年間を通じた所要額を編成している。
- 入札の手法によるべき工事発注に際しては、地方自治法の規定により、一時的に設計価格相当額を支出負担行為として予算留保する必要がある。
- 当然ながら、入札の手法による以上、落札差金は必ず発生する。
- 都市整備部の予定年間工事は、編成した予算に基づき計画されているため、編成した予算については、発生すると予測される落札差金も見込んだものとなっている。

